

医保第20-226号

令和7年11月11日

県内訪問看護事業所 管理者 様

三重県医療保健部長

令和7年度新任訪問看護師就労支援事業補助金の交付申請について

(通知)

平素は、本県の看護行政へご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金の交付申請を受け付けることとしましたので、補助金の交付を希望される場合は、新任訪問看護師就労支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり期限までに交付申請書類を提出してください。

なお、交付申請書に記載する補助事業者は訪問看護事業所の開設者とし、対象の訪問看護事業所が複数ある場合はまとめてご提出ください。

記

1 提出書類

(1) 交付申請書 (第1号様式)

(2) 交付申請書の添付書類

事業計画書 (別紙ア)

法人等役員一覧 (別紙イ)

その他参考となる資料 (新人教育計画書等)

2 提出期限

令和8年1月9日(金)必着

3 提出部数

1部

※下記メールアドレス宛てに電子データで送付してください。

※受領確認後メールを返信しますので、返信がない場合は事務担当あてにお電話ください。

4 提出先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 医療人材課 三福 (みふく)

iryokai@pref.mie.lg.jp

5 留意事項

- (1) 補助金交付要領、交付申請書類様式、記入例等については、以下の三重県ホームページからダウンロードしてください。

三重県の医師・看護師確保対策に係る補助金制度：

http://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/84303023357_00001.htm

※ホームページ内カテゴリー検索

トップページ>健康・福祉・子ども>医療>医師・看護職員確保対策
>看護職員確保>三重県の医師・看護師確保対策に係る補助金制度

- (2) 各事業者からの申請総額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で交付決定を行います。この場合においては、各事業者の補助所要基礎額に一律の調整係数を乗じた額を交付決定額とすることを予定していますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 交付決定後、補助金交付要領第8条に規定されている軽微な変更を除き、補助事業の内容変更（交付決定額の20パーセント以上の減額等）を行う場合は知事の承認を受ける必要があります。
- (4) 申請及び実績報告に当たっては、記載内容の裏付けとなる根拠資料（記載内容と照合するための証拠書類）を併せて提出していただきます。各様式・別紙の注意書き等をご確認いただき、提出漏れのないようにしてください。
根拠が不明確な場合は補助対象と認められませんので、事業内容を十分精査し、書類を作成していただきますようお願いします。
- (5) 前年度（令和6年度）に新任又は新卒の訪問看護師が入職し、令和6年度に新任訪問看護師就労支援事業補助金の交付を受けた場合、令和7年4月以降当該対象者の育成を継続されていたとしても、本年度（令和7年度）は補助の対象外となりますのでご注意ください。
例：入職日が令和6年10月1日、育成期間が令和6年10月～令和7年12月の場合、補助対象期間は①令和6年10月～令和7年3月、②令和7年4月～令和7年9月のいずれかとします。

事務担当

三重県医療保健部

医療人材課 三福（みふく）

電話：059-224-2053

ファックス：059-224-2340

電子メール：iryokai@pref.mie.lg.jp